



ハワイ州憲法修正案に関する告知

第二十四回議会における 2007 年度および 2008 年度の通常州議会会期中に、ハワイ州憲法第十七条第三項の規定に則り、州憲法修正案を含む条例が 1 件採択されました。

S.B. No. 966

法律案ハワイ州知事及び副知事の資格年齢を三十歳から二十五歳に引き下げるために、ハワイ州憲法第五条第一項の改正を提案する。

ハワイ州議会により制定する

第一項 ハワイ州の憲法改正によって二十五歳以上の住民が州知事又は副知事の候補に立ち、務めることができれば、ハワイの若者が指導者として政治に参加することの誘導となると州議会は認識している。三十歳以上という現行の任意な条例により、優秀で経験豊かな候補者は三十歳未満のため知事又は副知事に立候補することができない。

成功している企業家、軍の指導者、及び代議士を含む三十歳未満の若者は、一般的に政府の行いに失望し、政府と彼らの間に隔たりを感じている。ハワイ州の最高役職の資格年齢を二十五歳に変える事により、若い世代を奮い立たせることができる。

連邦政府においては、合衆国憲法に基づき、二十五歳の若者が国会議員として立候補し、当選することができ、現に、国会議員として宣戦布告を表明し、何十万ものアメリカ兵士を戦争に送り込み、彼らの命を危険にさらす力を持っているということも、州議会は認識している。最近イラクから帰還した兵士のうち、その経験に動かされて、ハワイのために活躍することを志す若者が何人もいる。

本法律案は、ハワイ州憲法第五条第一項を改正する事によりハワイ州知事の資格年齢を現行の三十歳から二十五歳に引き下げることを目的とする。この改正は資格年齢が同じである副知事にも適用され、第五条第二項に定められている副知事の資格年齢をも引き下げることになる。

第二項 ハワイ州憲法第五条第一項を次のように改正する。

「行政

行政権の制定

第一項 ハワイ州の行政権力は、知事が有する。ハワイ州の公民選挙において正当な資格を持つ投票者の最高得票数を獲得した者が知事となる。同数の場合は、法に定められた方式によって決定される。

知事の任期は、選挙後の十二月第一週の月曜日正午から四年後の十二月第一週月曜日正午までとする。

知事の任期は連続二回までとする。

知事になる資格者は、ハワイ州において正当な投票資格を持ち、当選までに満~~三十~~二十五歳以上で、州に最低五年居住している者に限る。

知事は、在任中に他に州又は合衆国の公職又は有益雇用に就いてはならない。」

第三項 投票用紙に印刷される質問は次のようにする。

「州知事及び副知事の資格年齢を三十歳から二十五歳に引き下げるべきか?」

第四項 廃止する州憲法の内容はカッコでかこみ、取消線が引かれている。新しい憲法案の内容は下線が引かれている。

第五項 本修正案は、ハワイ州憲法第十七条第三項を順守した上で発効する。

パトリシア・マウ・シミズ
米下院職員

キャロル・タニグチ
米上院職員